

議第 8 号

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則の制定
について

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する規則
山形県教育委員会職員被服貸与規程（昭和 38 年 5 月県教育委員会規則第 11 号）の
一部を次のように改正する。

別表中

「

	学校施設担当職員	作業服	1	2	
	埋蔵文化財調査職員	作業服	1	2	
		作業帽	1	2	
		防寒衣	1	3	
		ゴム長ぐつ	1	2	
		雨外とう	1	5	
		ヘルメット	1	5	

を

「

	学校施設担当職員	作業服	1	2	
--	----------	-----	---	---	--

に、

「

	行政技能員	作業服	1	2	
		作業帽	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	2	
博物館	学芸員及び研究員	作業白衣	1	2	
	行政技能員	作業服	1	2	
		作業帽	1	2	
ゴム長ぐつ		1	2		

を

」

「

行政技能員	作業服	1	2	
	作業帽	1	2	
	ゴム長ぐつ	1	2	

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和2年3月26日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会職員被服貸与規程新旧対照表

現 行						改 正 案							
第1条～第11条 ー略ー						第1条～第11条 ー略ー							
別表						別表							
被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	備考	被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	貸与期間	備考		
所属	被貸与者					所属	被貸与者						
本庁	学校施設担当職員	作業服	1	年 2		本庁	学校施設担当職員	作業服	1	年 2			
		埋蔵文化財調査職員	作業服	1	2				(削除)	(削除)			
			作業帽	1	2								
			防寒衣	1	3								
			ゴム長	1	2								
			ぐつ										
			雨外と	1	5								
			う										
			ヘルメット	1	5								
			ー略ー	ー略ー						ー略ー	ー略ー		
ー略ー	ー略ー	ー略ー				ー略ー	ー略ー	ー略ー					
教育センター	ー略ー	ー略ー				教育センター	ー略ー	ー略ー					
		行政技 能員	作業服 作業帽 ゴム長 ぐつ	1 1 1	2 2 2				行政技 能員	作業服 作業帽 ゴム長 ぐつ	1 1 1	2 2 2	
博物館	学芸員及び研究員	作業白衣	1	1		博物館	(削除)	(削除)	(削除)				
		行政技 能員	作業服 作業帽 ゴム長 ぐつ	1 1 1	2 2 2				(削除)	(削除)			
ー略ー	ー略ー	ー略ー				ー略ー	ー略ー	ー略ー					

別記 ー略ー

別記 ー略ー

山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部改正について

1 改正理由

令和2年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

2 改正内容

博物館が知事部局に移管されることに伴い、被服貸与対象所属より削除するもの

3 施行期日

公布の日から施行する。(令和2年4月1日)

議第 9 号

第6次山形県教育振興計画（後期計画）の策定について

第6次山形県教育振興計画（後期計画）を別冊のとおり策定する。

提 案 理 由

教育基本法第17条第2項に規定する計画を策定するため提案するものである。

令和2年3月26日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

第6次山形県教育振興計画（後期計画）最終段階の修正について

1 第5回検討委員会開催時における継続課題への対応

記載のページ	本文等の内容	修正等の考え方
27	<p>主要施策6 健やかな体の育成 【主な重要業績評価指標】(KPI) 毎日朝食を摂っている児童生徒の割合の全国順位 (現状値) H31.4 小6:88.9% 中3:87.2% (指標値) R2～R6:小中とも90%程度</p>	<p>より多くの児童生徒の朝食摂取を目指すことから、順位から割合の指標に変更。朝食摂取率が全国的に下降傾向となる中、小6は88.2%、中3は86.2%(H29～H31の平均)(小学校全国9位、中学校全国1位H31)であることから、指標を90%程度として、高い率を維持しながらより多くの児童生徒が朝食を摂取するための取組みを行っていく。 ※検討委員会において、順位ではなく、より多くの子どもが朝食を摂るという考え方が重要との意見有り。 ※パブリックコメントにおいて、指標が順位であることへの反対意見有り。</p>
38	<p>主要施策9 ICTを活用した情報活用能力の育成 【現状と課題】 (前略) <u>このような状況の中、令和元年12月に、文部科学省から「GIGAスクール構想の実現」に向けた取組みが示されました。ICTを活用した学習の充実を図るとともに、ICT環境の整備を進めることも必要です。</u></p>	<p>文部科学省が「GIGAスクール構想の実現」を掲げ、ICT環境の整備とICTを活用した学習の充実等への動きを加速させたこともあり、【現状と課題】に加筆。</p>
46	<p>主要施策12 子どもの学習意欲を喚起する環境づくりの推進 【現状と課題】 (4行目途中から) <u>(前略) 令和元年10月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)が改正され、1年単位の変形労働時間制の導入については、各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できることとなりました。また、「教師の在校等の超過勤務時間の上限」について示していた基本方針が給特法に規定された「指針」とされました。教員の負担軽減に向けて、勤務条件の改善や制度改正等についても引き続き検討していく必要がありますが、まずは、指針にある在校等時間の超過勤務時間の上限や部活動ガイドラインの休養日・活動時間を厳守する取組みを着実に推進していくことが重要であります。このため、令和元年12月に策定した「山形県公</u></p>	<p>給特法が改正を受けて、「働き方改革プラン」に基づいた取組みを推進していくことから、県の取組みの方向性が伝わるよう【現状と課題】(4行目途中から)に加筆するとともに、取組みについて、より具体的に記述。 ※ 検討委員会で給特法改正についての意見有り。</p>

47	<p>立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期）～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～」（以下「働き方改革プラン」という。）において示した勤務時間管理の徹底や労働安全衛生管理体制の整備等、10本の柱を中心に実効性のある取組みとしていくことが必要です。（省略）</p> <p>1 より子どもと向き合うための学校における働き方改革の推進</p> <p>① 教職員の業務の適正化による多忙化解消</p> <p>「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期）～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～」（以下「働き方改革プラン」という。）に基づき、<u>在校等時間の超過勤務時間の上限（月45時間以内 年間360時間以内）の遵守をずるための勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進し、基本方針として、「令和4年度末までに複数月平均の在校等時間が80時間を超える教員0人」を目指します</u>具体的目標とします。そのため、「<u>実効ある取組みとするための10本の柱</u>」による<u>勤務時間管理の徹底や事務負担の軽減、教職員の業務の役割分担・適正化等、必要な手立てを講じます。</u>重点取組みを実施し、<u>教職員の業務の役割分担・適正化を推進します。</u></p>	
50	<p>主要施策 13 時代の進展に対応した学校づくりの推進</p> <p>1 生徒の学びと地域を支えるための県立高校の再編整備</p> <p>① 県立高校再編整備に関する基本方針等と各学科の配置</p> <p>イ 県立高校の再編整備については、再編整備による新しい学校づくりなどを通して、高校として望ましい学校規模（1学年当たり4～8学級）を確保し、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ることを基本とします。</p> <p><u>1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じます。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。</u></p> <p><u>1学年当たり1学級の学校^{*1}については、学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」等において、学校の魅力化、活性化策を検討し、3年間を目処として実施します。</u></p>	<p>県立高校の再編整備について、小規模校の在り方検討委員会等、検討を踏まえて変更。</p>

	<p>実施後においても、入学者に増加傾向が見られない場合※2は、設置主体を含めた学校の在り方について、<u>地元市町と改めて協議することとします。</u></p> <p>※1 この場合、分校も1つの学校と見なします。</p> <p>※2 目安として、入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合とします。</p> <p>1学年当たり2学級以下の学校（分校も1つの学校と見なす）については、学識経験者、教育関係者、学校関係者等による「小規模校の在り方に係る懇談会」及び所在する自治体などへの意見聴取の結果を踏まえ、<u>学校と地域が連携して学校の魅力化、活性化に取り組んでいくこととし、再編整備基準を見直します。</u></p>	
--	--	--

2 発展計画との整合性確保

記載のページ	本文等の内容	修正等の考え方
2	<p>序章 第6次山形県教育振興計画の見直しについて</p> <p>1 第6次山形県教育振興計画について</p> <p>(1) 見直しの趣旨（6つめの○）</p> <p>○ <u>本計画では、将来にわたり持続可能な社会の実現に向けて、「持続可能な開発目標（SDG s）」の視点を踏まえた取組みを行います。</u></p>	<p>SDG sの実現に貢献するとした第4次山形県総合発展計画と整合を図ってきたことから、SDG sの視点を取り入れている旨を表記する。</p> <p>※ 検討委員からも、SDG sの視点を取り入れていることを表現するべきとの意見有り。</p>
51	<p>主要施策 13 時代の進展に対応した学校づくりの推進</p> <p>1 生徒の学びと地域を支えるための県立高校の再編整備</p> <p>① 高等学校における特色ある学校づくりの推進</p> <p><u>生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限に伸ばすための普通科など学科の在り方や特色ある教育課程の編成について検討し、校長のリーダーシップのもと、各高校において特色ある学校づくりを推進します。専門学科の学習内容の発展や、地域との協働による教育活動の充実等により、各高校において特色ある学校づくりを推進します。特に普通科においては、多様化している生徒の能力、適性、興味・関心、進路等や、複雑化している教育上の課題に配慮し、自治体、高等教育機関、産業界等との連携・協働を生かした<u>地域についての探究的な学び、文系・理系に関わらず様々な科目を学ぶこと等、特色ある教育課程の編成により、生徒の学習意欲あふれるの更なる喚起や地域人材の育成につながる学習活動を推進します。</u></u></p>	<p>県総合発展計画（実施計画）における高校教育改革の推進との整合性確保。</p>

3 第5回検討委員会以降委員の意見への対応

記載のページ	本文の内容	ご意見 ご意見を踏まえての対応
32	<p>主要施策7 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する</p> <p>【主な重要業績評価指標】(KPI)</p> <p>医学部医学科、難関大学合格者数の割合 (現状値) H31: 5% (指標値) R2～R6: 5%以上</p>	<p>小・中・高等学校を通して確かな学力を育成することに取り組むのであれば、それを評価するための視点が必要。(検討委員会委員長)</p> <p>医学部医学科・難関大学合格者について、引き続き、指標を設定する。少子化の進行を鑑み、これまでの合格者数から、合格者の割合とする。平成27年度から30年度までの進学重点指導校10校に占める難関大学等合格者の割合が5%を前後している。今後、県内大学への進学促進により地元での進学者確保とともに、難関大への進学者の維持にも取り組む。</p>

4 その他(表現の精査)

記載のページ	本文の内容	修正等の考え方
18	<p>主要施策2 思いやりと規範意識の育成</p> <p>2 いじめ・不登校への対応及び未然防止に向けた取り組みの推進</p> <p>① 学校におけるいじめ・不登校への対応及び未然防止の取り組みの推進</p> <p><u>いじめはどの子にもどの学校でも起こりうるものであるという教職員の共通認識のもと、いじめ・不登校の未然防止・早期発見及び、いじめの積極的な認知と</u> <u>いじめの解消に向けて、教職員の研修を充実するとともに、スクールカウンセラー等の専門家等とのチームによる組織的かつ迅速な相談や対応に取り組めます。</u></p> <p>学校におけるいじめ・不登校の未然防止・早期発見・実態把握の強化と適切な相談・対応の実施を確保するため、教職員の研修を充実するとともに、児童生徒へのいじめ等に係る調査や小中学校等での情報共有、スクールカウンセラー等の専門家とのチームによる対応等、いじめ・不登校の未然防止に向けた取り組みを推進します。</p> <p>② 社会全体でのいじめ・不登校への対応及び未然防止に向けた取り組みの促進</p>	<p>いじめの未然防止への取り組みとともに、いじめ事案への対応も行っていくことから、①のタイトルと本文、及び②のタイトルを修正。</p>

18	<p>主要施策 2 思いやりの心と規範意識の育成</p> <p>2 いじめ・不登校への対応及び未然防止に向けた取り組みの推進</p> <p>② 社会全体でのいじめ・不登校への対応及び未然防止に向けた取り組みの促進</p> <p>イ 児童生徒の社会的自立に向けて、学校、教育支援センター、いわゆるフリースクール等様々な関係機関や団体のとの連携を強化し、<u>するためのネットワークを構築し、児童生徒の社会的自立に向け、個に応じた適切な支援を受けられる体制を整えていきます。</u></p>	<p>学校、教育支援センター、フリースクール等の連携強化するための第一段階として「ネットワーク構築をする」ことを明記。</p>
18 19	<p>3 生徒指導・教育相談体制の充実</p> <p>② 教育相談体制の強化</p> <p>イ 児童生徒やその保護者に対して</p> <p>児童生徒やその保護者に対して、<u>SNS等の利用やNPOとの連携による相談等の対応により、の相談体制の整備に向けて、NPO団体等と学校・関係機関の連携強化を促進するためのネットワーク構築を図ります。</u>また、様々な状況に置かれている児童生徒や保護者に対応できるようSNS等を利用した相談機会を拡大していきます。</p>	
36	<p>主要施策 8 グローバル化に対応する実践的な力の育成</p> <p>6 学びのセーフティネットの整備</p> <p>① 学習や社会生活に困難を有する者への支援</p> <p>イ 不登校やひきこもり等社会参加に困難を有する子ども・若者やその家族について、関係部局、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、NPO団体、教育支援センター、フリースクール等様々な機関や団体と連携・協働しながら、<u>するためのネットワークを構築し、将来の社会的自立を目指した支援の在り方について検討し支援していきます。</u></p>	
24	<p>主要施策 5 読書活動の推進</p> <p>1 読書活動の推進</p> <p>① 読書活動に関する理解と意義の普及</p> <p>「山形県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書の大切さ、<u>や読書による子どもの心の成長育ち、や親子のふれあいや心のつながりを育むための読み聞かせの重要性</u>上で重要であること関わりへの寄与等について、学校・家庭・地域に普及していきます。</p>	<p>読み聞かせ等読書活動の意義として親子のつながりを育むことを明記。</p>

29	<p>主要施策 7 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成と個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備</p> <p>1 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成の推進</p> <p>(2) 学校経営及び指導方法についての評価検証プロセスの充実</p> <p>① 「アクションプラン」によるPDCAサイクルの構築</p> <p>小・中学校での日常の学習評価や全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査の結果等をもとに、各校全教員での「アクションプラン」の作成を通して、児童生徒の学力に関する実態からを把握・分析し、そこからとらえた現状と学校で育成を目指す資質・能力及びその取り組みをについて計画・実施・評価を全校体制で行い、で、「アクションプラン」に示し、学力向上に向けた各校のPDCAサイクルを構築します。</p>	<p>学力向上に向けた取り組みをより具体的に記述するとともに、表現を精査。</p>
29	<p>②③ 授業改善に向けた学力の分析・周知・普及</p> <p>全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査の結果を分析し、県民に公表するとともに、分析結果から見える課題に対応した授業改善の方向性について小・中学校に示し、確かな学力を育成します。<u>算数・数学、英語については、本県児童生徒の学力の課題を評価問題として示し、育成すべき学力をより具現化して周知・普及します。</u>市町村教育委員会との連携を図り、<u>児童生徒の学力の課題とそのための授業改善の方向を共有し、取り組みを進めます。</u>情報提供や研修機会の充実に努めます。また、探究型学習等の視点からの授業改善に向けた研究を充実します。</p>	
30	<p>③② 学力向上に係る取り組みの評価検証の充実</p> <p>本県の学力向上の取り組みについて、<u>について学力向上の施策について、外部有識者等の意見も踏まえ取り組みを改善します。</u>による協議・検討を行い、その評価を今後のその後の取り組みに反映させます。小・中学校においては、<u>各学校での活用を促進することにより、各校のPDCAサイクルを機能させて、授業改善を推進し、確かな学力の育成を図ります。</u>また、学力向上支援チームによる学校訪問等を行い、「アクションプラン」を活用した作成による学力向上の取り組みの方法や授業改善を推進する観点からの学校経営や授業改善のための取り組み指導方法の評価検証の方法在り方について、指導・支援します。</p>	

30	<p>④ 高等学校における探究型学習の取組みを学力向上の観点から評価する仕組みの構築</p> <p>高等学校において、学力向上の観点から、各学校の取組みの評価の在り方について検討し、<u>評価する仕組みを構築</u>します。</p>	<p>学力向上に向けた取組みをより具体的に記述するとともに、表現を精査。</p>
30	<p>(3) 教員の指導力の向上</p> <p>② 学校への指導・支援の充実</p> <p>指導主事や<u>学力向上支援チーム</u>の学校訪問等により指導・支援により、<u>教員の授業づくりやカリキュラム・マネジメントの充実、授業における指導と評価の一体化等の充実を図ります。特に、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」や教科横断的な視点についての教師の理解を深め、授業に反映するための指導・支援を行います。また、学力支援アドバイザーによる学校訪問等を行い、「アクションプラン」を活用した作成による学力向上の取組みや評価検証の方法について、指導・支援</u>します。</p>	
30	<p>③ 研修の充実</p> <p>教育センターや教育事務所における<u>研修</u>では、<u>学習における「整理・分析」「まとめ・表現」段階で児童生徒に育成する資質・能力を具体的に見通し、学習活動に反映させることができる教員の指導力を育成</u>します。また、大学での研修、校外・県外での研修等、様々な研修の設定と教員の派遣により、<u>確かな学力の育成に向けた教員の指導力の向上を図ります。</u></p>	
30	<p>(4) 今後、より必要となる資質・能力の育成</p> <p>① 数学的・科学的思考力の育成に向けた理数教育の強化</p> <p>ア <u>今後、より児童生徒に必要となる数学的・科学的思考力の育成に向け、義務教育段階における「理数教育プラン」を策定し、算数・数学、理科の学習や、他教科・総合的な学習の時間等との関連による学習を充実させます。また、指導体制等の整備、教員の指導力向上等の視点に基づく計画的な見通しのもと、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、児童生徒の数学的・科学的思考力を育成する及びその基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の習得に向けた取組みの充実を図ります。を実施</u>します。</p>	

38	<p>主要施策 9 ICTを活用した情報活用能力の育成 【現状と課題】（8行目途中から） <u>（前略）また、現在は、技術開発の進歩が速く、法規制が追いつかない状況も見られます。学習した情報や情報技術を、社会をよりよくするためにどう活かすかを児童生徒が考え、行動できるようになることが重要です。（以下省略）</u></p>	<p>情報活用能力の育成の中で、情報モラルの育成にも取り組むことから、【現状と課題】8行目途中から加筆。</p>
45	<p>主要施策 11 特別支援教育の充実 3 社会参加に向けた支援の充実 ② 自立と社会参加を目指したキャリア教育や就労支援の充実 <u>基本的な生活習慣やコミュニケーションスキル等、個々の実態に応じた働くために必要となる力を育成し、将来への見通しをもつことややりたい自分を思い描くことができるキャリア教育を推進します。</u></p>	<p>特別支援教育において、行う取組みについて、より具体的に記述。</p>
54	<p>主要施策 15 郷土愛を育み、地域と協働する教育の推進 ③ 県民の歌、スポーツ県民歌等の普及の推進 <u>山形県民の歌「最上川」・スポーツ県民歌「月山の雪」や、伝統芸能、方言、地域に息づく考え方等の本県固有の文化を、学校の教育活動の様々な場面において、学習と結びつけながら活用することを促進し、郷土の特色について理解を深め、郷土への誇りや愛着の醸成につなげます。県立学校においては、県民の歌やスポーツ県民歌を、様々な機会を通して普及します。</u></p>	<p>学校における郷土愛の取組みを明確化。</p>
58	<p>主要施策 17 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 2 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進 ② 学校の特色を生かした地域との連携・協働の推進 <u>学校運営協議会制度の導入（コミュニティ・スクール）の促進</u> <u>学校と地域が育成する子ども像を共有しながら、地域が学校運営へ積極的に関わり、一体となった協働的な活動を行っていきけるよう、小中学校における学校や地域の特色を生かした学校運営協議会制度の導入・活用を促進します。</u> <u>県立学校においては、それぞれの学校の特色を生かした地域や団体等との連携・協働の在り方の検討・実施を通して、教育活動の魅力化及び活力ある学校づくりを推進します。</u></p>	<p>県立学校における「地域と連携・協働の取組みの推進」を明確化。</p>

68	<p>主要施策 21 県民に元気と感動を与えるスポーツの推進</p> <p>1 生涯を通して楽しめるスポーツ活動の推進</p> <p>① ライフステージに応じて楽しめるスポーツ機会の提供</p> <p>(前略) <u>また、関係機関と連携して、障がいのある人も取り組むことができるスポーツを体験する機会を提供し、スポーツに親しもうとする意欲醸成を図ります。</u></p>	障がい者のスポーツや芸術に関する取組みの視点を明確化。
25	<p>主要施策 5 豊かな心の育成</p> <p>2 文化芸術活動の推進</p> <p>① 学校における文化芸術活動の活性化</p> <p>ア (省略) <u>また、関係機関と連携して、障がいのある子どもたちが文化芸術に触れることや体験する機会を提供し、文化芸術に親しもうとする意欲醸成を図ります。</u></p>	